

令和5事業年度

# 日本投資者保護基金決算書

(財務諸表)

2024年6月

日本投資者保護基金

# 目 次

## 1. 一 般 勘 定

貸借対照表	.....	1
財産目録	.....	2
損益計算書	.....	4

## 2. 投資者保護資金勘定

貸借対照表	.....	5
財産目録	.....	6
損益計算書	.....	8

## 3. 重要な会計方針等

..... 9

## 4. そ の 他

訴 訟	.....	9
-----	-------	---

1. 一般勘定

令和5事業年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	260,535,782	(流動負債)	2,679,395
現金・預金	205,698,794	預り金	2,679,395
仮払金	3,313		
未収入金	54,771,175		
未収収益	62,500		
(固定資産)	1,081,931,893	(固定負債)	26,835,000
有形固定資産		役員退職給与引当金	26,835,000
建物	16,370,452		
器具備品	1,871,476		
投資その他の資産			
投資有価証券	500,000,000		
保証金	18,952,920		
退職給与引当預金	26,835,000		
基金運営安定積立資産	517,902,045	(負債合計)	29,514,395
		(純資産)	
		会員加入金	645,500,000
		剰余金	667,453,280
		準備金	638,344,769
		当期利益金	29,108,511
		(純資産合計)	1,312,953,280
資産合計	1,342,467,675	負債・純資産合計	1,342,467,675

(注) 減価償却累計額 12,349,294円

# 令和5事業年度 財産目録

令和6年3月31日現在

資産の部		
科 目	金 額	
		円
(流動資産)		
現金・預金	205,698,794	
現金	(500,000)	
預金	(205,198,794)	
普通預金		
みずほ銀行 兜町証券営業部	(205,198,794)	
仮払金 (雇用保険料)	3,313	
未収入金 (他勘定からの繰入金収入)	54,771,175	
未収収益 (債券未収利子)	62,500	
流動資産合計	260,535,782	
(固定資産)		
有形固定資産		
建物	16,370,452	
建物付属設備	(16,370,452)	
器具備品	1,871,476	
備品	(1,871,476)	
投資その他の資産		
投資有価証券	500,000,000	
地方債 額面 500,000,000円	(500,000,000)	
保証金	18,952,920	
敷金	(18,952,920)	
退職給与引当預金	26,835,000	
普通預金		
みずほ銀行 兜町証券営業部 (退職給与引当金口)	(26,835,000)	
基金運営安定積立資産	517,902,045	
普通預金		
みずほ銀行 兜町証券営業部 (運営安定積立資産口)	(517,902,045)	
固定資産合計	1,081,931,893	
資産合計	1,342,467,675	

負債の部	
科 目	金 額
	円
(流動負債)	
預り金 (源泉所得税等)	2,512,268
預り金 (社会保険料)	167,127
流動負債合計	2,679,395
(固定負債)	
役員退職給与引当金	26,835,000
固定負債合計	26,835,000
負債合計	29,514,395
(純資産)	
会員加入金	645,500,000
剰余金	667,453,280
準備金	(638,344,769)
当期利益金	(29,108,511)
正味財産	1,312,953,280

令和5事業年度 損益計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
一般管理費	165,292,712	会費収入	138,978,598
当期利益金	29,108,511	資産運用収入	651,450
		他勘定からの繰入金収入	54,771,175
合 計	194,401,223	合 計	194,401,223

- (注) 1. 一般管理費には、令和5事業年度減価償却費1,974,257円を含む。
2. 当期利益金29,108,511円は、金融商品取引法第79条の71第1項の規定により、準備金として整理する。

2. 投資者保護資金勘定

令和5事業年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	54,771,175	(流動負債)	54,771,175
現金・預金	46,802,924	未払金	54,771,175
未収収益	7,968,251		
(固定資産)	58,448,428,480	(固定負債)	58,448,428,480
投資その他の資産		特定借入金	9,801,155,300
投資者保護資産	58,448,428,480	特別法上の引当金等	
現金・預金	18,532,865,407	投資者保護資金	
有価証券	39,915,563,073	投資者保護資産見返	48,647,273,180
		(負債合計)	58,503,199,655
		(純資産)	
		剰余金	0
		当期利益金	0
		(純資産合計)	0
資産合計	58,503,199,655	負債・純資産合計	58,503,199,655

令和5事業年度 財産目録

令和6年3月31日現在

資産の部		
科 目		金 額
		円
(流動資産)		
現金・預金		46,802,924
預 金		(46,802,924)
普通預金		
みずほ銀行 兜町証券営業部		(46,802,924)
未 収 益 (債券未収利子)		7,968,251
流動資産合計		54,771,175
(固定資産)		
投資その他の資産		
投資者保護資産		58,448,428,480
現金・預金		18,532,865,407
預 金		(18,532,865,407)
普通預金		
みずほ銀行 兜町証券営業部		(5,732,865,407)
三菱UFJ銀行 日本橋支店		(6,400,000,000)
三井住友銀行 東京中央支店		(6,400,000,000)
有 価 証 券		39,915,563,073
利付国債	額面 2,000,000,000円	(2,015,563,073)
政府保証債	額面 2,500,000,000円	(2,500,000,000)
地方債	額面 35,400,000,000円	(35,400,000,000)
固定資産合計		58,448,428,480
資産合計		58,503,199,655



負債の部	
科 目	金 額
	円
(流動負債)	
未払金 (他勘定への繰入金支出)	54,771,175
流動負債合計	54,771,175
(固定負債)	
特定借入金	9,801,155,300
大和証券	(4,874,495,300)
SMB C日興証券	(4,926,660,000)
特別法上の引当金等	
投資者保護資金	
投資者保護資産見返	48,647,273,180
固定負債合計	58,448,428,480
負債合計	58,503,199,655
(純資産)	
剰余金	0
当期利益金	0
正味財産	0

令和5事業年度 損益計算書

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月 31日

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
一般管理費	29,708,576	資産運用収入	84,479,751
他勘定への繰入金支出	54,771,175		
当期利益金	0		
合 計	84,479,751	合 計	84,479,751

### 3. 重要な会計方針等

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は移動平均法による原価法を採用している。ただし、中・長期債券は移動平均法による償却原価法を採用している。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。

#### (3) 役職員退職給与引当金の計上基準

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

### 4. その他

#### 重要な訴訟事件等

平成30年から令和2年にかけて、アーツ証券株式会社が募集・販売し、発行会社が破産したために元本償還金等を受領出来なくなった診療報酬債権証券化商品（レセプト債）を購入した顧客計106名が、分別管理義務違反が認められると主張し、当基金に対して補償金等を求めた請求訴訟が東京地方裁判所に対し提起された。当該提訴は、併合審理の上、令和3年9月に、本件資金移動の法的効果は原告らに帰属し、法令等の文理などに照らしてもアーツ証券の分別管理義務違反は認められないとして、原告らの請求を棄却する判決がなされた。

同年10月に上記顧客のうち96名から上記判決を不服として、東京高等裁判所に対し控訴がなされたが、令和4年7月に、金融商品取引法に定める補償対象債権の認定と公告は当基金に委任されていることから、それらが行われていないということに争いがないのであれば、同債権に係る控訴人の支払請求権の取得や権利の認定を受ける地位にはないこと及び正しい情報がもたらされなかったことによる損害は説明義務違反等の問題であって分別管理義務違反の問題ではないこととして控訴を棄却する判決がなされ、一審に引き続き当基金の全面勝訴となった。

その後、控訴審判決内容を不服とした控訴人らのうち83名から最高裁判所に対し、同年8月に、原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める上告状兼上告受理申立書が、同年10月に、判決に憲法解釈の誤りがあることや判決理由が付記されていないこと等を主張する上告理由書及び認定及び公告を欠く場合でも判断の可否を争い、補償対象債権の支払請求が出来ることを主張する上告受理申立理由書が提出された。また、同年12月に最高裁判所より、原裁判所より事件記録の送付を受け、今後当裁判所で審理することとなった旨などの記録到達通知書を受領した。

令和5年10月18日付で、最高裁判所より、①上告人兼申立人は、違憲及び理由の不備を上告理由としているが、実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するも

ので民事訴訟法 312 条 1 項又は 2 項に規定する事由に該当しないこと②申立ての理由によれば、本件は同法 318 条 1 項の規定により受理すべきものと認められないこと③上告期限を徒過して上告提起・上告受理申立てを行った者については、上告期間及び上告受理申立期間経過後にされたことが明らかであることにより、本件上告を棄却あるいは却下し、上告受理申立てについては上告審として受理しないという決定がなされ、当基金の全面勝訴が確定した。

本件については、訴訟遂行のために弁護士費用等が必要であり、前事業年度までに 4,172 万 43 円を支出している。当基金の勝訴が確定したことから、勝訴金額に応じた成功報酬金 2,970 万円及び付帯費用 8,576 円の計 29,708,576 円を当期中に計上した結果、本件に関する訴訟関係費用は、累計で 71,428,619 円となった。